

令和8年4月 24 日

全国町村会会長 棚野 孝夫 様

埼玉県町村会会長 井上 健次

千葉県町村会会長 岩田 利雄

神奈川県町村会会長 木村 俊雄

特別市の法制化に反対する要望について

現在、指定都市市長会を中心に、いわゆる特別市の法制化を目指す動きが活発化し、第34次地方制度調査会においても議論が始まっている。

特別市制度は、指定都市が都道府県の区域外となり、道府県とは別の新たな地方自治体の設立を目指すものである。この制度のもと、指定都市が特別市となれば、道府県を分断することとなり、広域自治体としての調整機能が損なわれる。

特に財政面への影響は大きく、特別市が道府県の区域外となることで、財源が減少し、道府県単独補助金や広域的なインフラ整備など町村への補完・支援機能が縮小する。町村行政にとって非常に大きな負担増となる。また、広域犯罪に対応する警察事務や、危機事象への対応など道府県による広域調整機能に支障をきたしかねず、住民サービスが低下するおそれがある。

今後、町村において人口減少が進み、人的資源不足等が深刻化していく中、持続可能な行政運営を実現していくことが大きな課題となっている。道府県と市町村が連携し、水平連携、垂直補完など様々な手法を活用しながら課題の解決に取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、地域の分断を招く特別市の法制化については強く反対するものであり、全国町村会としても関係町村会の意見をとりまとめ、関係機関への働きかけ等、必要な対応を行っていただきたい。